

# 第1章

[H20改正]

## 仮專と仮通の概要

[特34条92]  
[特34条94]

[特34条93]  
[特34条95]

<趣旨> 出願段階における  
ライ活・活発・保護ニーズ

(特29条1項柱書)

特許登録権利 → 特許権 (特68条)  
仮専用実施権 → 専用実施権 (特77条)  
仮通常実施権 → 通常実施権 (特77条)

	特許法	実業法	意匠法	商標法
仮専	34-2	—	—	—
仮通	34-3	4-2	5-2	—

テーブコード

--	--	--

## 第二章 仮車(いしゃ)

34-2 ①

(仮車の設定範囲)

顧客に **最初の添付**  
した明・請・圖の範囲内

34-2 ②

仮車 → **専用実施権**  
①設定登録  
**が設定されたも**  
**うとみなされ。**

34-2 ③

**「実・承・相」ついでかの**  
場合に多年で可。

34-2 ④

**出店人** → **仮車**  
設定  
 ↗ **承諾** ↓  
許諾

34-2 ⑤ 甲: 原出店A(イ.ロ)

施設3営業補正

**仮通**

↓ **乙に仮車設定**

甲: 分割出店B(イ) →

原則として  
乙に仮車が  
設定されては  
ならないと  
みなされる。  
(但書あり)

テープコード

--	--	--

34-2⑥

出直が設・放・取・  
却・拒された。仮事は  
消滅する。

34-2⑦  
(=97③)

仮事相者は、仮通相者  
があたさないと、仮通相者  
の承諾を待た場合に限り、  
その仮事を放棄できる。

34-2⑧  
(準用規定)

33② (宣誓の目的)とする不可  
33③ (共有持分の審度の要件)  
33④ (共有持分のライセンスの要件)

の規定は仮事の実施権に  
準用する。

テープコード

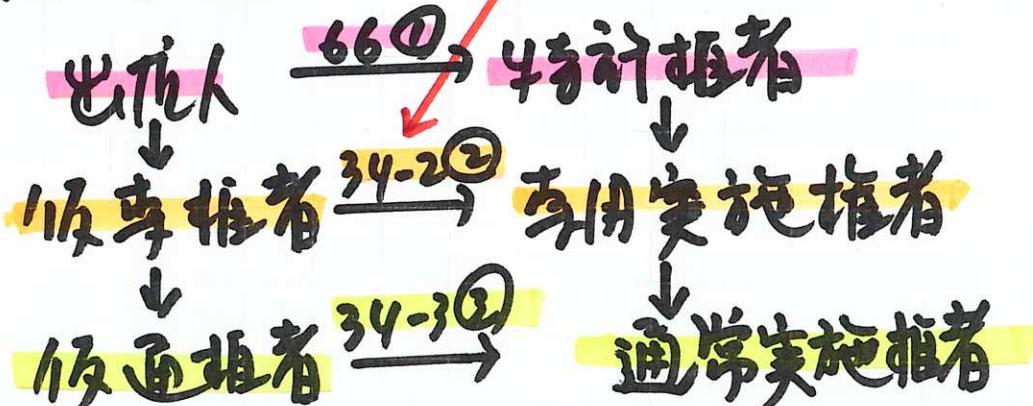
--	--	--

## 第3章 仮通 1:11-2

34-3 ①  $\div$  34-2 ①

34-3 ②  $\div$  34-2 ②

34-3 ③



34-3 ④  $\div$  34-2 ③ (実・達成権の行使  
が場合に多年可)

34-3 ⑤

甲: 特出 A(1)

(2) 内閣文書主張 (4)  $\rightarrow$  乙: 仮通許諾

甲: 特出 B(1, 口)

乙: 11-2 仮通が許諾  
としてもうとみなされ。

(但書あり)

テープコード

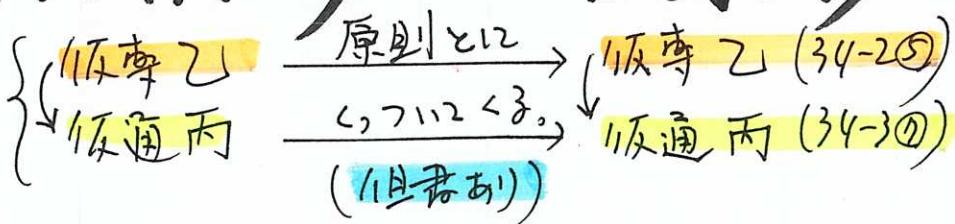
--	--	--

$$34-3⑥ \div 34-2⑤ \quad (\text{分割する。} \xrightarrow{\text{原則}})$$

34-3⑦

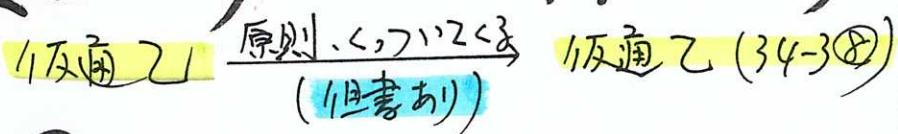
施規30条補正

甲：特出A(4.D)  $\xrightarrow{44}$  分割B(1)



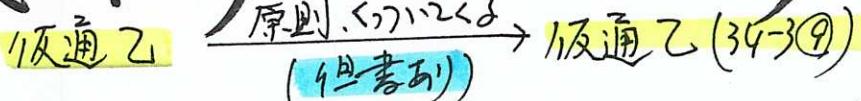
34-3⑧

甲：突出A(1)  $\xrightarrow{46①}$  特出B(1)



34-3⑨

甲：突出A(1)  $\xrightarrow{46②}$  特出B(1)



$$34-3⑩ \div 34-2⑥ \quad (\text{設・放・取・却・耗=03})$$

34-3⑪  $\quad$  1返事から生む1=1返事+2、1返事が消滅  
12と2も消滅する。

$$34-3⑫ \div 34-2⑧$$

(33②③④を適用) (33②③④を適用)

テープコード

--	--	--

34条の4 (登録の義務)

## 第4章

98QII

## 修憲の専定

1項

移転

(相続元の他一般財(税にかかるもの)を除く)

変更

遅滞なく、3ヶ月を特許権長官に届け出なければなりません。(2項)

消滅

(混同又は34-2①によるもの)を除く

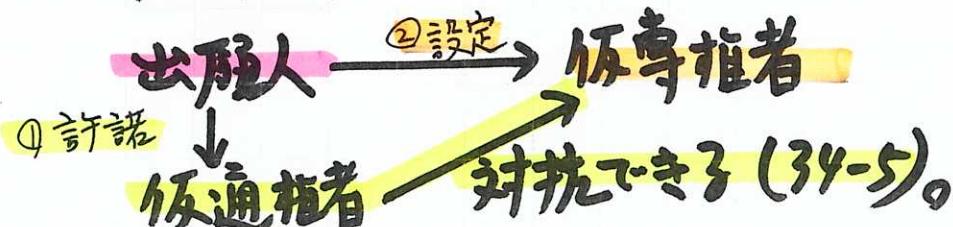
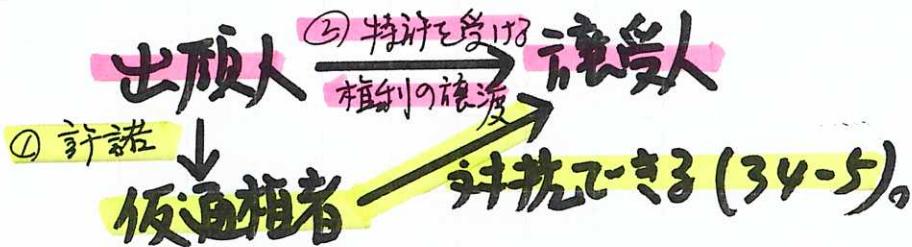
又は剥奪

98②

は、①によるものは、その効力を生じない。

34条の5 (仮通常実施権の対抗力)

99



テープコード

--	--	--

# 第5章 その他

「専用実施権を取得  
でないことをと甚大な  
不利益を被るおそれあり」

## 38条の5

[特許出願の放棄又は取下げ]

1) 画面に記載する特許権が  
把握できず、せどり  
放棄取扱いとなる場合に  
実施権が付与される事はない  
2) 依頼の承諾者は不若

**特許出願人は、その特許出願に係る専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。**

## 41条1項特許権但書(= 実8条1項特許権但書)

国際特許出願  
1) がりよし、適用しない  
(18条の15第1項)。  
PCT27条(1)  
確認の届けない。

ただし、次の出願に係る専用実施権を有する者があるときは、  
この特許出願の際は、その承諾を得た場合に限り。

## 実10条9項

(特実<sup>①</sup>→ 実)

特許出願人は、その特許出願に係る専用実施権を有する者があるときは、  
この承諾を得た場合に限り、実10条1項の規定による出願の変更をなしえる。

## 意・13条5項

(特意<sup>①</sup>→ 意)

特許出願人、その特許出願に係る専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、意・13条1項の規定による出願の変更をなしえる。

テープコード

--	--	--

	実4年92	実5年92
1項 (許諾 登録範囲)	特34年93第1項：相当 (当初の利用者等) の範囲内	「版、図、写、文、見」 ・類似の範囲内
2項 (通常許諾 機密制)	特34年93第2項：相当	
3項 (準用規定)	特33② (行商は販売の目的とするに付随して)           .. 33③ (其の行商の持分を除くは他の共同者の同意事)           .. 34-3④ (実、法、相のいずれかの場合、移転不可)           .. 34-3⑤ (国内で長期間を経て、原則、 <u>L112C3</u> ) → 実5-2②では不適用           .. 34-3⑥ (分割出願を除き、原則、 <u>L112C3</u> )           .. 34-3⑦ (特実10①→実)(実意13②→意)           .. 34-3⑧ (意実10②→実)(特意13①→意)           .. 34-3⑨ (意実10②→実)(特意13①→意)           .. 34-3⑩ (設、放、取、却、拒)           .. 34-5 (仮通報の付扱力) ↑ 実審法122存在しない	

テープコード

--	--	--

# 〈特許原簿への登録〉

特27未1並4号 … 版事の設定  
 " 保存  
 " 移転  
 " 變更  
 " 消滅  
 " 外局の制限

## 〈特許原簿への登録の特例〉<sup>特184条9/1292</sup>

{ 日本語特出 … 書・手  
 { 外国語特出 … 者・手・翻・経過

∴ 国内移行前にあひこ、最終的に我が國におひこ出版が  
 有効に係属しない可能性があること、及び  
 当該国際出版が未だ我が国特許庁に存在しない出版に  
 つひこ対象を特定し管理するこは困難であること  
 等の事情を踏まえ、国際出版に係る版事の登録につひこ  
 国内段階移行後からこれを認めることとしたものである。  
 (青本特184条9/1292参照)

テープコード

--	--	--

# 〈職務発明〉

## 特35条2項

従業者等がした発明については、

この発明が職務発明である場合を除き、

あらかじめ、使用者等に特許を受けた権利を取得せしめ、  
使用者等に特許権を譲り受けさせ、

又は使用者等のため仮専用実施権若しくは専用実施権  
を設定することを定めた契約、勤務規則その他の  
定めの条項は、無効とする。

## 特35条4項

従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより

職務発明について使用者等に特許を受けた権利を取得せしめ、  
使用者等に特許権を譲り受けさせ、若しくは  
使用者等のため専用実施権を設定したとき、又は

契約、勤務規則その他の定めにより職務発明につれて使用者等のため仮専用実施権を設定した場合  
における、34条92第2項の規定により専用実施権が  
設定されたものとみなされたときは、

相当の金銭その他の経済上の利益(相当の利益)  
を受ける権利を有する。

テープコード

--	--	--